

新	旧	修正理由・備考												
第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱													
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	第2 処理すべき事務又は業務の大綱													
3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関													
<table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>(17) 関東地方測量部</td><td><u>エ 災害教訓の伝承に関すること。</u></td></tr><tr><td><u>(19)長野行政監視行政 相談センター</u></td><td><u>ア 被災者への生活支援情報の提供に関する こと。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関す ること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</u></td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(17) 関東地方測量部	<u>エ 災害教訓の伝承に関すること。</u>	<u>(19)長野行政監視行政 相談センター</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供に関する こと。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関す ること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</u>	<table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>(17) 関東地方測量部</td><td><u>(新規)</u></td></tr><tr><td><u>(新規)</u></td><td><u>(新規)</u></td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(17) 関東地方測量部	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	県の防災計画に合 わせて修正 指定地方行政機関 の追加に伴い修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(17) 関東地方測量部	<u>エ 災害教訓の伝承に関すること。</u>													
<u>(19)長野行政監視行政 相談センター</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供に関する こと。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関す ること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</u>													
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(17) 関東地方測量部	<u>(新規)</u>													
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>													
5 指定公共機関	5 指定公共機関													
<table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>(4) 電気通信事業者</td><td><u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u></td></tr><tr><td>(8) 日本放送協会 (長野放送局)</td><td><u>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情 報等広報に関すること。</u></td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u>	(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情 報等広報に関すること。</u>	<table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>(4) 電気通信事業者</td><td><u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u></td></tr><tr><td>(8) 日本放送協会 (長野放送局)</td><td><u>地震</u>情報等広報に関すること。</td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u>	(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>地震</u> 情報等広報に関すること。	社名変更に伴う修 正 予警報周知を含め るため修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(4) 電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u>													
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情 報等広報に関すること。</u>													
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(4) 電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u>													
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>地震</u> 情報等広報に関すること。													
6 指定地方公共機関	6 指定地方公共機関													
<table><tr><td>(6) 放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝 日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーシ ョン・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ (株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブ ルビジョン、(株)Goolight) <u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、 災害情報等広報に関すること。</u></td></tr><tr><td>(7) 長野県情報ネット ワーク協会</td><td><u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、 災害情報等広報に関すること。</u></td></tr></table>	(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝 日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーシ ョン・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ (株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブ ルビジョン、(株)Goolight) <u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、 災害情報等広報に関すること。</u>	(7) 長野県情報ネット ワーク協会	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、 災害情報等広報に関すること。</u>	<table><tr><td>(6) 放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝 日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーシ ョン・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ (株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブ ルビジョン、(株)Goolight) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>(7) 長野県情報ネット ワーク協会</td><td><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に関すること。</td></tr></table>	(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝 日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーシ ョン・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ (株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブ ルビジョン、(株)Goolight) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネット ワーク協会	<u>天気予報及び警報</u> 、災害情報等広報に関すること。	予警報周知を含め るため修正 予警報周知を含め るため修正				
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝 日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーシ ョン・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ (株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブ ルビジョン、(株)Goolight) <u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、 災害情報等広報に関すること。</u>													
(7) 長野県情報ネット ワーク協会	<u>気象・地象予警報等の放送周知に関すること、 災害情報等広報に関すること。</u>													
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝 日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーシ ョン・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ (株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブ ルビジョン、(株)Goolight) 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。													
(7) 長野県情報ネット ワーク協会	<u>天気予報及び警報</u> 、災害情報等広報に関すること。													

新	旧	修正理由・備考																																																																												
第5節 被害想定 第3 被害の概要 3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果（長野県全体） （中央防災会議：令和7年3月公表） (1) 人的被害（死者：人） <table><tr><th>発生</th><th>建物倒壊</th><th>急傾斜地崩壊</th><th>火災</th><th>合計</th></tr><tr><td>夏 12 時</td><td>約 40</td><td>—</td><td>—</td><td>約 40</td></tr><tr><td>冬 18 時</td><td>約 50</td><td>約 10</td><td>—</td><td>約 60</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約 70</td><td>約 10</td><td>—</td><td>約 80</td></tr></table> ※ 「—」：わずか ※ 東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速 8 m/s、早期避難率低 (2) 建物被害（全壊棟数：棟） <table><tr><th>発生</th><th>揺れ</th><th>液状化</th><th>急傾斜地崩壊</th><th>火災</th><th>合計</th></tr><tr><td>基本ケース</td><td>—</td><td>約 700</td><td>約 10</td><td>—</td><td>約 700</td></tr><tr><td>陸側ケース</td><td>約 1,500</td><td>約 1,500</td><td>約 100</td><td>約 10</td><td>約 3,100</td></tr></table> ※ 「—」：わずか ※ 東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速 8 m/s	発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計	夏 12 時	約 40	—	—	約 40	冬 18 時	約 50	約 10	—	約 60	冬深夜	約 70	約 10	—	約 80	発生	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計	基本ケース	—	約 700	約 10	—	約 700	陸側ケース	約 1,500	約 1,500	約 100	約 10	約 3,100	第5節 被害想定 第3 被害の概要 3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果（長野県全体） （中央防災会議：平成24年8月公表） (1) 人的被害（死者：人） <table><tr><th>発生</th><th>建物倒壊</th><th>急傾斜地崩壊</th><th>火災</th><th>合計</th></tr><tr><td>夏 12 時</td><td>約 20</td><td>—</td><td>—</td><td>約 20</td></tr><tr><td>冬 18 時</td><td>約 30</td><td>約 10</td><td>—</td><td>約 40</td></tr><tr><td>冬深夜</td><td>約 50</td><td>約 10</td><td>—</td><td>約 50</td></tr></table> ※ 「—」：わずか ※ 東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速 8 m/s、早期避難率低 (2) 建物被害（全壊棟数：棟） <table><tr><th>発生</th><th>揺れ</th><th>液状化</th><th>斜面災害</th><th>火災</th><th>合計</th></tr><tr><td>基本ケース</td><td>—</td><td>約 600</td><td>—</td><td>—</td><td>約 600</td></tr><tr><td>陸側ケース</td><td>約 700</td><td>約 1,500</td><td>約 90</td><td>約 10</td><td>約 2,400</td></tr></table> ※ 「—」：わずか ※ 東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速 8 m/s	発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計	夏 12 時	約 20	—	—	約 20	冬 18 時	約 30	約 10	—	約 40	冬深夜	約 50	約 10	—	約 50	発生	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計	基本ケース	—	約 600	—	—	約 600	陸側ケース	約 700	約 1,500	約 90	約 10	約 2,400	時点修正 国の被害想定の見直しに伴う修正 国の被害想定の見直しに伴う修正
発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計																																																																										
夏 12 時	約 40	—	—	約 40																																																																										
冬 18 時	約 50	約 10	—	約 60																																																																										
冬深夜	約 70	約 10	—	約 80																																																																										
発生	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計																																																																									
基本ケース	—	約 700	約 10	—	約 700																																																																									
陸側ケース	約 1,500	約 1,500	約 100	約 10	約 3,100																																																																									
発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計																																																																										
夏 12 時	約 20	—	—	約 20																																																																										
冬 18 時	約 30	約 10	—	約 40																																																																										
冬深夜	約 50	約 10	—	約 50																																																																										
発生	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計																																																																									
基本ケース	—	約 600	—	—	約 600																																																																									
陸側ケース	約 700	約 1,500	約 90	約 10	約 2,400																																																																									

新	旧	修正理由・備考
第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (カ) 災害応急対策等への備え a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。	第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (カ) 災害応急対策等への備え a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) 国関係機関、県及び<u>指定公共機関等</u>と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WE B)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>等に情報が集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。 2 情報の分析整理 町及び県は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (キ) <u>N T T 東日本</u>㈱等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。	第2節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) 国関係機関、県及び<u>公共機関等</u>と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WE B)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。 2 情報の分析整理 町及び県は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (キ) <u>東日本電信電話</u>㈱等の電気通信事業者により、提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。	県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 社名変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 活動体制計画 第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。	第3節 活動体制計画 第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第5節 救助・救急・医療計画 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 現状及び課題 本町においては、救助救急車両の整備および運行は南信州広域連合飯田広域消防本部阿南消防署が行っている。 令和7年4月1日現在、南信州広域連合飯田広域消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車2台、救急自動車<u>14台である</u>。 これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練の実施も必要である。 (略) (2) 実施計画 ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ウ) (略) また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。 5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ウ) 災害時に医療施設や避難所等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療 情報システム (E M I S)、災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H) 等の活用</u>に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。 イ 【関係機関が実施する計画】 (ウ) 医療機関は、災害時に医療施設や避難所等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (E M I S)、災害時保健医療福祉活動支援システム (D24 H) 等の活用</u>に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	第5節 救助・救急・医療計画 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 現状及び課題 本町においては、救助救急車両の整備および運行は南信州広域連合飯田広域消防本部阿南消防署が行っている。 令和7年4月1日現在、南信州広域連合飯田広域消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車2台、<u>救急自動車14台（うち高規格救急自動車11台）である。</u> これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平常時</u>からの訓練の実施も必要である。 (略) (2) 実施計画 ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ウ) (略) また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。 5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (E M I S) の整備に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 イ 【関係機関が実施する計画】 (ウ) 医療機関は、<u>災害時に医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (E M I S) の整備に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	表現の修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第10節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (2) 実施計画 イ 【町が実施する計画】 (イ) 避難計画の作成 f 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (a) <u>平時</u>における広報 (ウ) 避難行動要支援者対策 <u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 2 避難場所等の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。(略) 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、	第10節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (2) 実施計画 イ 【町が実施する計画】 (イ) 避難計画の作成 f 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (a) <u>平常時</u>における広報 (ウ) 避難行動要支援者対策 <u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 2 避難場所等の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。(略) 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含	修正理由・備考 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。 また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品ほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> また、灯油、LPGガスなどの常設に努めるものとする。 <u>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u> 5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (1) 現状及び課題 (略) また、<u>感染症</u>拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。(略) (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (イ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</u>	め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。 また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</u> <u>また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。</u> <u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> 5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (1) 現状及び課題 (略) また、<u>新型コロナウイルス感染症</u>拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。(略) (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (イ) <u>在宅避難者等</u>が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第18節 下水道施設等災害予防計画 第3 計画の内容 3 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄 (1) 現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、<u>平時</u>から計画的に購入、備蓄していく必要がある。	第18節 下水道施設等災害予防計画 第3 計画の内容 3 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄 (1) 現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、<u>平常時</u>から計画的に購入、備蓄していく必要がある。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第19節 通信・放送施設災害予防計画 第3 計画の内容 3 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 地域防災計画等の定めるところにより、<u>NTT東日本</u>㈱等の電気通信事業者との連携を図る。 イ 【<u>NTT東日本</u>㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】 (略) 4 放送施設災害予防 (1) 現状および課題 ア 日本放送協会（長野放送局） (ア) 地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため<u>平時</u>から放送所や機器等の整備に努めている。 イ 信越放送㈱ 地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して<u>平時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。	第19節 通信・放送施設災害予防計画 第3 計画の内容 3 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 地域防災計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話</u>㈱等の電気通信事業者との連携を図る。 イ 【<u>東日本電信電話</u>㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】 (略) 4 放送施設災害予防 (1) 現状および課題 ア 日本放送協会（長野放送局） (ア) 地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため<u>平常時</u>から放送所や機器等の整備に努めている。 イ 信越放送㈱ 地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して<u>平常時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。	社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2.1節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 2 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和7年4月1日現在、山腹崩壊危険地区 61 箇所、崩壊土砂流出危険地区 79 箇所である。 3 土石流対策 (1) 現状及び課題 一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。令和7年4月1日現在、土石流発生危険溪流は48溪流である。 4 急傾斜地崩壊対策 (1) 現状及び課題 急峻な地形が多い本町では、令和7年4月1日現在、急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所ある。 6 土砂災害警戒区域の対策 (1) 現状及び課題 本町では、令和7年4月1日現在で 582 区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は 453 区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。	第2.1節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 2 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和6年4月1日現在、山腹崩壊危険地区 61 箇所、崩壊土砂流出危険地区 79 箇所である。 3 土石流対策 (1) 現状及び課題 一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。令和6年4月1日現在、土石流発生危険溪流は48溪流である。 4 急傾斜地崩壊対策 (1) 現状及び課題 急峻な地形が多い本町では、令和6年4月1日現在、急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所ある。 6 土砂災害警戒区域の対策 (1) 現状及び課題 本町では、令和6年4月1日現在で 582 区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は 453 区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。	時点修正 時点修正 時点修正 時点修正

新	旧	修正理由・備考
第2.3節 道路及び橋梁災害予防計画 第1 基本方針 震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。 構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。 道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平時から</u>連携を強化しておく。	第2.3節 道路及び橋梁災害予防計画 第1 基本方針 震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。 構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。 道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平常時より</u>連携を強化しておく。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2.6節 農林水産物災害予防計画 第1 基本方針 地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒伏^壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。 そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。 また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。 第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (1) 現状及び課題 立木の倒伏^壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。 林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。	第2.6節 農林水産物災害予防計画 第1 基本方針 地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊^壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。 そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。 また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。 第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (1) 現状及び課題 立木の倒壊^壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。 林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。	標記の修正 標記の修正

新	旧	修正理由・備考
第29節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 カ 【関係機関が実施する計画】 <u>(7) 消防機関は、普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。</u> <u>(4) 日本赤十字社長野県支部は、応急手当(救急法)や赤十字防災セミナー等の地域住民に向けた防災に関する講習会等を実施するものとする。</u> <u>(7) 長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。</u> 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 (2) 実施計画 イ 【住民が実施する計画】 <u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u>	第29節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 カ 【関係機関が実施する計画】 <u>(新設)</u> <u>日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。</u> 長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 (2) 実施計画 イ 【住民が実施する計画】 <u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u>	見出し記号の追加・ 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考																																																						
第1節 災害情報の収集・連絡活動	第1節 災害情報の収集・連絡活動																																																							
第2 活動の内容	第2 活動の内容																																																							
3 被害状況等の調査と調査責任機関	3 被害状況等の調査と調査責任機関																																																							
<table><tr><td>調査事項</td><td>調査機関</td><td>担当課</td><td>協力機関</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>町・施設管理者</td><td>民生課</td><td>飯田保健福祉事務所福祉課</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>給食施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>民生課</td><td>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	調査事項	調査機関	担当課	協力機関	(略)				社会福祉施設被害	町・施設管理者	民生課	飯田保健福祉事務所福祉課	(略)				給食施設関係被害	施設管理者	民生課	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）	(略)				<table><tr><td>調査事項</td><td>調査機関</td><td></td><td>担当課</td><td>協力機関</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>施設管理者</td><td></td><td>民生課</td><td>飯田保健福祉課</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td></td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table>	調査事項	調査機関		担当課	協力機関	(略)					社会福祉施設被害	施設管理者		民生課	飯田保健福祉課	(略)					(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(略)					県の防災計画に合わせて修正
調査事項	調査機関	担当課	協力機関																																																					
(略)																																																								
社会福祉施設被害	町・施設管理者	民生課	飯田保健福祉事務所福祉課																																																					
(略)																																																								
給食施設関係被害	施設管理者	民生課	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）																																																					
(略)																																																								
調査事項	調査機関		担当課	協力機関																																																				
(略)																																																								
社会福祉施設被害	施設管理者		民生課	飯田保健福祉課																																																				
(略)																																																								
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)																																																				
(略)																																																								
5 災害情報の収集・連絡系統	5 災害情報の収集・連絡系統																																																							
(3) 関係機関における実施事項の概要	(3) 関係機関における実施事項の概要																																																							
関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。	関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。																																																							
ア 被害報告等	ア 被害報告等																																																							
(ア) 町の実施事項	(ア) 町の実施事項																																																							
c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は次のとおりとする。	c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は次のとおりとする。																																																							
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。	なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。																																																							
(c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害	(c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害																																																							
国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。	なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。	県の防災計画に合わせて修正																																																						

新	旧	修正理由・備考
第11節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 4 避難所等の開設・運営 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 a トイレの設置状況・し尿処理状況等の把握、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事の提供（炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保） c 避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 e 避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握 (c) 健康のための入浴施設設置の有無及び利用頻度 f 家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）、家庭動物の受入状況 (イ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (ロ) 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	第11節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 4 避難所等の開設・運営 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握 (イ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (ロ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	修正理由・備考 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
(フ) <u>やむを得ず避難所に</u>滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告するよう努めるものとする。 5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 ア 広域避難の対応 (イ) 広域一時滞在の対応 <u>b 市町村間の情報共有等</u> <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に関する情報共有を確実に行うものとする。また、受入先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>c 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。 6 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行い、避難所の早期解消に努めることとする。</u> なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (ハ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安	(フ) <u>やむを得ず指定避難所に</u>滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u> 5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 ア 広域避難の対応 (イ) 広域一時滞在の対応 <u>(新設)</u> <u>b 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。 6 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行う。</u> なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (ハ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安	県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。	心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】 (イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・<u>TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により、被災状況</u>、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）等は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）	第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】 (イ) 必要に応じて<u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等</u>を派遣し、<u>被災状況</u>、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（<u>TEC-FORCE</u>）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.2節 農林水産物災害応急活動	第3.2節 農林水産物災害応急活動	
第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒<u>伏</u>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。	第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒<u>壊</u>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。	標記の修正

新		旧		修正理由・備考														
第1節 総 則		第1節 総 則																
第3 南海トラフ地震臨時情報について		第3 南海トラフ地震臨時情報について																
2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ		2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ		県の防災計画に合わせて修正														
第4 南海トラフ地震防災対策推進地域		第4 南海トラフ地震防災対策推進地域																
<table><tr><th>地 域</th><th>市 町 村</th></tr><tr><td>松 本</td><td>塩尻市</td></tr><tr><td>上伊那</td><td>伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、飯島町、中川村、宮田村</td></tr><tr><td>下伊那</td><td>飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村</td></tr><tr><td>諏 訪</td><td>岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村</td></tr><tr><td>佐 久</td><td>川上村、南牧村</td></tr><tr><td>木 曽</td><td>木曽町、上松町、南木曽町、大桑村、王滝村</td></tr></table> 36市町村		地 域	市 町 村	松 本	塩尻市	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、飯島町、中川村、宮田村	下伊那	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	佐 久	川上村、南牧村	木 曽	木曽町、上松町、南木曽町、大桑村、王滝村	(新設)		県の防災計画に合わせて修正
地 域	市 町 村																	
松 本	塩尻市																	
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、飯島町、中川村、宮田村																	
下伊那	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村																	
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村																	
佐 久	川上村、南牧村																	
木 曽	木曽町、上松町、南木曽町、大桑村、王滝村																	

新	旧	修正理由・備考
9節 防災関係機関のとりべき措置 第2 活動の内容 6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。 なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は町以外が管理する施設の管理者においても対策を<u>講ずる</u>ものとする。	9節 防災関係機関のとりべき措置 第2 活動の内容 6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。 なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は町以外が管理する施設の管理者においても対策を<u>講じる</u>ものとする。	表現の統一に伴う修正

新 別紙	旧 第 5 章	【震災対策編】別紙 修正理由・備考
東海地震に関する事前対策活動 <u>東海地震に関する事前対策活動は、従来は第 5 章として位置づけられていたものであるが、現 在気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。</u> <u>大規模地震特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置 に関する事項」として、震災対策編の別紙として位置づけるものとする。</u>	東海地震に関する事前対策活動 (新規) (新規)	構成の変更より修正